

令和6年第3回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和6年8月

目

次

報 告 第 2 0 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 2 1 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 2 2 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 2 3 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 2 4 号	専決処分の報告について……………	9
報 告 第 2 5 号	専決処分の報告について……………	1 1
報 告 第 2 6 号	専決処分の報告について……………	1 3

報告第 20 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

38 万 2,360 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 6 年 7 月 16 日

(報告理由)

令和6年5月8日、黒瀬町津江において、市有地の山林の樹木が倒れて隣接する民間会社の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の屋根等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

2 0 万 5 , 7 0 0 円

(2) 債 権 者

広島市南区比治山本町 1 6 番 1 2 号

広島県西部建設事務所

所長 細 羽 則 生

2 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 9 日

(報告理由)

令和6年7月2日、県道安芸津下三永線において、公用車が線形誘導標に衝突し、当該線形誘導標を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

1 万 9 , 3 5 4 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 2 日

(報告理由)

令和6年2月11日、市道土与丸12号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路上の雨水マンホールの周辺が陥没していたため、走行中の小型自動車の底部を当該雨水マンホールの蓋によって損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

2 万 5 , 6 7 8 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 2 日

(報告理由)

令和6年3月23日、市道土与丸中島線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の軽自動車の左側前輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 2 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

4 万 3 , 8 4 4 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 2 日

(報告理由)

令和6年3月25日、市道寺家西77号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の小型自動車の前部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 25 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

2 万 1, 1 2 0 円

(2) 債 権 者

東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号

国立大学法人広島大学

学長 越 智 光 夫

2 専決処分年月日

令和 6 年 8 月 7 日

(報告理由)

令和6年6月19日、国立大学法人広島大学の敷地内において、公用車が当該大学の入口に設置されたゲート機を通過しようとした際、当該ゲート機のゲートバーに接触し、当該ゲートバーを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 26 号

専決処分の報告について

東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和６年８月７日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成２７年東広島市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１３条第１項」を「第１３条」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

